

資 料

令和3年2月定例県議会日程

28日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考	
2. 18	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
19	金	休 会	(議 案 調 査)		
20	土		(閉 庁 日)		
21	日				
22	月		(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00	
23	火		(閉 庁 日) 天皇誕生日		
24	水		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00	
25	木	本会議	代 表 質 問		
26	金				
27	土	休 会	(閉 庁 日)		
28	日				
3. 1	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00	
2	火			議員発議案締切 (会派提出) 17:00	
3	水			議会運営委員会 9:30	
4	木	休 会	常任委員会 (補正)		
5	金				
6	土			(閉 庁 日)	
7	日				
8	月	本会議	常任委員長審査結果報告 (補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30	
9	火	休 会	常任委員会 (当初)		
10	水				
11	木				
12	金			議員発議案締切 (会派提出を除く) 17:00	
13	土			(閉 庁 日)	
14	日				
15	月			特別委員会	議会運営委員会
16	火			(議 事 整 理)	
17	水	本会議	常任委員長審査結果報告 (当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30	

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 令和3年度宮崎県一般会計予算 |
| 議案第2号 | 令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算 |
| 議案第3号 | 令和3年度宮崎県公債管理特別会計予算 |
| 議案第4号 | 令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第5号 | 令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 議案第6号 | 令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計予算 |
| 議案第7号 | 令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算 |
| 議案第8号 | 令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計予算 |
| 議案第9号 | 令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 議案第10号 | 令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算 |
| 議案第11号 | 令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算 |
| 議案第12号 | 令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 議案第13号 | 令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算 |
| 議案第14号 | 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算 |
| 議案第15号 | 令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算 |
| 議案第16号 | 令和3年度宮崎県育英資金特別会計予算 |
| 議案第17号 | 令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算 |
| 議案第18号 | 令和3年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算 |
| 議案第19号 | 令和3年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算 |
| 議案第20号 | 令和3年度宮崎県立病院事業会計予算 |
| 議案第21号 | 宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 議案第22号 | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案第23号 | 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案第24号 | 都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 議案第25号 | 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第26号 | 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第27号 | 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 |
| 議案第28号 | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第29号 | 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例 |
| 議案第30号 | 旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 |
| 議案第31号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 |
| 議案第32号 | ふぐ取扱条例の一部を改正する条例 |
| 議案第33号 | 食品等取扱条例を廃止する条例 |
| 議案第34号 | 県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第35号 | 包括外部監査契約の締結について |

議案第36号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第37号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第38号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第39号	河川法第4条第1項の一级河川の指定に係る知事の意見について
議案第40号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について
議案第41号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について
議案第42号	宮崎県環境計画の変更について
議案第43号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について
議案第44号	宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について
議案第45号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について
議案第46号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第47号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第48号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第49号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第50号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第51号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第52号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第53号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第54号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第55号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第56号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第57号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第58号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第59号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第60号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第61号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)
議案第62号	令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)
議案第63号	令和2年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)
議案第64号	令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第65号	令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
議案第66号	令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)
議案第67号	令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)
議案第68号	令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
議案第69号	令和2年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
議案第70号	令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第2号)
議案第71号	令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第2号)
議案第72号	令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
議案第73号	令和2年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
議案第74号	令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
議案第75号	令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)
議案第76号	令和2年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)
議案第77号	令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)
議案第78号	令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)
議案第79号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
議案第80号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例
議案第81号	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例
議案第82号	宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
議案第83号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例
議案第84号	工事請負契約の締結について

議案第85号 工事請負契約の締結について
議案第86号 工事請負契約の締結について
議案第87号 工事請負契約の締結について
報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 3 2 6
令和 3 年 2 月 1 8 日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 3 年 2 月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第88号 令和 2 年度宮崎県一般会計補正予算 (第15号)

(文書取扱 財政課)

215-1340
令和3年3月8日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第89号 副知事の選任の同意について

議案第90号 教育長の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

2月25日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	濱砂 守	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	日高 博之	13:00~15:00	

2月26日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~11:30	休憩
4	公 明 党	重松幸次郎	13:00~14:10	

一般質問時間割

3月1日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	右松 隆央	10:00~11:00	
2	日本共産党	来住 一人	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	佐藤 雅洋	13:00~14:00	
4	自由民主党	日高 利夫	14:00~15:00	休憩
5	県民連合宮崎	岩切 達哉	15:10~16:10	

3月2日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	自由民主党	窪 蘭 辰也	10:00~11:00	
7	公 明 党	坂本 康郎	11:00~12:00	休憩
8	自由民主党	日高 陽一	13:00~14:00	
9	県民連合宮崎	太田 清海	14:00~15:00	

3月3日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
10	自由民主党	中野 一則	10:00~11:00	
11	自由民主党	外山 衛	11:00~12:00	休憩
12	無所属の会 チームひむか	図師 博規	13:00~14:00	
13	自由民主党	蓬原 正三	14:00~15:00	

議案 委員会審査結果表

[議案](令和2年度補正予算関係)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第61号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)	可決	可決	可決	可決	可決
第62号	令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第63号	令和2年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第64号	令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		可決			
第65号	令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)		可決			
第66号	令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第67号	令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第68号	令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第69号	令和2年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第70号	令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第2号)			可決		
第71号	令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第2号)			可決		
第72号	令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第73号	令和2年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第74号	令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第75号	令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)					可決
第76号	令和2年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第77号	令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)					可決
第78号	令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)					可決
第79号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第80号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例	可決				

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第81号	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例	可決				
第82号	宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金条例			可決		
第83号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第84号	工事請負契約の締結について			可決		
第85号	工事請負契約の締結について			可決		
第86号	工事請負契約の締結について			可決		
第87号	工事請負契約の締結について			可決		
第88号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第15号)	可決	可決			
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 咬傷事故による損害賠償請求に係る訴えの提起		承認			

議案・請願 委員会審査結果表

[議案](令和3年度当初予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和3年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	令和3年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第10号	令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第11号	令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	令和3年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	令和3年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算					可決
第18号	令和3年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算					可決
第19号	令和3年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算					可決
第20号	令和3年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例	可決				
第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第23号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第24号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第25号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	可決			可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第27号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第28号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決			
第29号	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例		可決			
第30号	旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第31号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第32号	ふぐ取扱条例の一部を改正する条例		可決			
第33号	食品等取扱条例を廃止する条例		可決			
第34号	県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例			可決		
第35号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第36号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第37号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第38号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第39号	河川法第4条第1項の一級河川の指定に係る知事の意見について			可決		
第40号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について		可決			
第41号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について		可決			
第42号	宮崎県環境計画の変更について				可決	
第43号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について				可決	
第44号	宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について				可決	
第45号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について				可決	

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願			継続		
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第7号	「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を国に提出することを求める請願書	不採択				
第8号	我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願				採択	

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和3年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和3年度宮崎県一般会計予算	3月17日・可 決
〃 第2号	令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	令和3年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	〃
〃 第5号	令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第6号	令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第7号	令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第8号	令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第9号	令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第10号	令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第11号	令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第12号	令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	令和3年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	令和3年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	令和3年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	令和3年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第26号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第27号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第28号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3月17日・可 決
〃 第29号	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	ふぐ取扱条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	食品等取扱条例を廃止する条例	〃
〃 第34号	県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第36号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第37号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第38号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第39号	河川法第4条第1項の一級河川の指定に係る知事の意見について	〃
〃 第40号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について	〃
〃 第41号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について	〃
〃 第42号	宮崎県環境計画の変更について	〃
〃 第43号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について	〃
〃 第44号	宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について	〃
〃 第45号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について	〃
〃 第46号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	3月3日・同 意
〃 第47号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第48号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第49号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第50号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第51号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第52号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第53号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第54号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	3月3日・同 意
〃 第55号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第56号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第57号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第58号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第59号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第60号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第61号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）	3月8日・可 決
〃 第62号	令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正 予算（第1号）	〃
〃 第63号	令和2年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第64号	令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	〃
〃 第65号	令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計 補正予算（第1号）	〃
〃 第66号	令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算 （第1号）	〃
〃 第67号	令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算 （第1号）	〃
〃 第68号	令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算 （第1号）	〃
〃 第69号	令和2年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別 会計補正予算（第1号）	〃
〃 第70号	令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエー ション施設特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第71号	令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算 （第2号）	〃
〃 第72号	令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正 予算（第1号）	〃
〃 第73号	令和2年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正 予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第74号	令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)	3月8日・可 決
〃 第75号	令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃 第76号	令和2年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第77号	令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予 算(第2号)	〃
〃 第78号	令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補 正予算(第1号)	〃
〃 第79号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を 改正する条例	〃
〃 第80号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基 金条例	〃
〃 第81号	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例	〃
〃 第82号	宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿 等新型コロナウイルス感染症対策基金条例	〃
〃 第83号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第84号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第85号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第86号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第87号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第88号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第15号)	〃
〃 第89号	副知事の選任の同意について	3月17日・同 意
〃 第90号	教育長の任命の同意について	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	3月8日・承 認
議員発議案 第1号	経済対策の更なる充実等を求める意見書	3月17日・可 決
〃 第2号	食料の安全保障の強化を求める意見書	〃
〃 第3号	性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書	〃
〃 第4号	日本国の核兵器禁止に向けた取組を求める意見書	〃
〃 第5号	我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活 動の実現を求める意見書	〃
〃 第6号	宮崎県木材利用促進条例	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

経済対策の更なる充実等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種も開始されたが、未だに事態の収束は見えない状況にある。

本県においては、第3波の爆発的な感染拡大を受けて、1月7日から2月7日までの約1か月間、県独自の緊急事態宣言を発令し、外出や県外への往来の自粛、飲食店への営業時間短縮要請等を行った。現在、宣言は解除されたものの経済活動の停滞による影響は非常に大きく、飲食店はもとより、ホテル・旅館、観光施設、交通機関など多くの事業者が厳しい経営状況に直面している。

このような状況下において、本県においても、その回復に向けた経済対策や支援策などに取り組んでいるが、今後もよりきめ細かな経済対策などに継続して取り組む必要がある。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、以下の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 独自の対策を講じた自治体に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、実情に応じて必要となる財源について積極的に措置すること。
- 2 コロナの感染拡大により収益の悪化が生じている観光業、旅客運送業、飲食業、サービス業など地域経済を支える事業者に対し、事業が継続できるよう十分な支援を行うとともに雇用対策等に努めること。
- 3 コロナの感染収束後において、更なる消費喚起・需要喚起策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿

食料の安全保障の強化を求める意見書

農林水産業は、国民生活に不可欠な食料を安定的に供給していくことを基本的使命とし、国土や自然環境の保全、水源のかん養、文化の継承等、多面的な役割を担う、極めて重要な産業である。

一方で、全国的な人口減少・少子高齢化が本格化する中、農林水産業従事者の減少・高齢化は深刻さを増しており、加えて、国際的な経済連携協定等に伴うグローバル化の更なる進展、地球温暖化の進行、頻発化・激甚化する自然災害など、農林水産業は様々な課題やリスクに直面している。

そのような中、現在、私たちの生活に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症は、資源の多くを輸入に依存している我が国社会の脆弱性を露呈し、中でも私たちが生きていく上で欠かすことのできない食の重要性を改めて考える機運が高まるとともに、国産回帰や地産地消による応援消費等の取組が全国各地で展開されるなど、国家的課題である食料自給率の向上がいかに重要かを再認識する契機となった。

こうした中、我が国の食料自給率は、平成30年度が過去最低の37%（カロリーベース）に落ち込んでおり、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる目標45%には程遠い状況にある。

よって、国においては食料安全保障の観点から、次の事項を実現されるよう強く要請する。

記

- 1 食料自給率及び食料国産率を向上させるため、多様な担い手の確保・育成やスマート化による生産基盤の強化等の安定した生産を確保する施策を充実・強化すること。
- 2 食料や家畜飼料の国内生産を拡大するため、水田利用の汎用化、農地の集積・集約化や大区画化、農作業分業化や農作業受託の仕組みづくり等の効率的な生産活動に資する施策を充実・強化すること。
- 3 農林水産業の持続的な発展に向けて、国民が農林水産業に積極的にふれあい、親しみ、その役割や重要性への理解を深めるため、地産地消や食育、消費拡大などの取組を国民的運動として展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
外務大臣	茂 木 敏 充 殿
農林水産大臣	野 上 浩 太 郎 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿

議員発議案第3号

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す「魂の殺人」と言われる深刻な犯罪である。その悪質性、重大性に対し、平成29年6月の刑法一部改正において、強姦罪を強制性交等罪に名称変更し、懲役の下限を3年から5年に引き上げ、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、性犯罪に関する規定の画期的な見直しが行われた。

この法改正にあたり、改正の目的を実現するために政府および最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆参両院で採択され、附則においても、施行後3年を目途として施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされた。

現在、法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」が論点整理を終え、具体的議論に入っているが、刑法を性被害の実態に即したものに改正し、関連法整備や性被害者支援施策の強化を早急に行うことが必要であると考えます。

よって、国会及び政府においては、性被害の実態に即した制度実現のため、性交同意年齢の引き上げなど、性犯罪に関する刑法のさらなる改正を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
総 務 大 臣	武 田 良 太 殿
法 務 大 臣	上 川 陽 子 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 殿
国家公安委員会委員長	小 此 木 八 郎 殿

議員発議案第4号

日本国の核兵器禁止に向けた取組を求める意見書

核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約は本年1月22日に発効されたところである。

この条約の前文には、日本語に由来するヒバクシャという文言が盛り込まれている。これは、筆舌に尽くしがたい経験をし、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いが汲み取られたものとも言える。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、世界各国が核廃絶に向けての議論に参加することを促すため、積極的にその役割を担うことが求められる。

よって、国においては、核使用禁止の国際的機運を高めるため、我が国の具体的な貢献のあり方を検討し、世界各国に対して、積極的な外交を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 殿

参 議 院 議 長 山 東 昭 子 殿

内 閣 総 理 大 臣 菅 義 偉 殿

外 務 大 臣 茂 木 敏 充 殿

防 衛 大 臣 岸 信 夫 殿

内 閣 官 房 長 官 加 藤 勝 信 殿

議員発議案第5号

我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書

令和3年1月22日の中国の全国人民代表大会において、領海警備に関する武器使用を拡大する法律である「海警法」が可決・成立し、2月1日から施行された。これにより、中国が一方的に主張する「領海」からの退去勧告に従わない船に対して即時の武器使用が可能となり、これによって、日本漁船の安全は極めて危険な状態にさらされる可能性が高まった。

国においては、漁業者をはじめとする国民の生命・安全並びに日本の領土・領海・排他的経済水域を守る立場から、中国公船の我が国領海内への侵入が繰り返されないよう外交ルートを通じて引き続き強く働きかけるとともに、我が国の漁業者が安全に操業できるよう海上警備の一層の強化を行い、我が国の領海・排他的経済水域における漁業活動の安全確保について、適切な措置を速やかに講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
外 務 大 臣	茂 木 敏 充 殿
農 林 水 産 大 臣	野 上 浩 太 郎 殿
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 殿
防 衛 大 臣	岸 信 夫 殿
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣	河 野 太 郎 殿

(沖縄及び北方対策)

議員発議案第6号

宮崎県木材利用促進条例

かん

森林は、自然界において循環利用が可能な資源であるとともに、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全、林産物の供給等の多面的機能を有しており、これらの機能が持続的に発揮されることが、私たちの生活及び経済の安定には不可欠である。

宮崎県は、県土の約4分の3を森林が占めており、先人による積極的な植林や適切な管理が行われてきた結果、全国に先駆けて人工林資源が充実している状況にある。なかでも、杉の素材生産量は長きにわたり日本一を誇るなど、名実ともに日本有数の林業県としての地位を確立している。

しかしながら、林業採算性の低下、林業担い手の減少及び高齢化、野生鳥獣被害などによる経営意欲の減退等から、手入れの行き届かない森林の増加や伐採後の再造林が進まない地域が見受けられている。

林業の生産活動の停滞は、地域に生きる人々の暮らし又は文化の持続的発展に影響を及ぼすおそれがあるほか、森林の荒廃を招き、ひいては山地に起因する土砂災害を引き起こす可能性も懸念されている。

森林資源の活用時期を迎える今、林業先進県である本県において県産木材を積極的に利用していくことは、森林の有する多面的機能の発揮を促し、脱炭素社会の実現、地域経済の活性化等に貢献するなど、非常に重要な意味を持つ。

ここに、私たちは、緑豊かで美しい県土を守り、次世代に引き継いでいくため、宮崎県産木材の利用の促進を通じて、林業の成長産業化による地方創生の実現及び持続可能な循環型社会の構築を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者並びに県民の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の発揮、本県林業の持続的発展及び豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 県内で生産され、又は加工された木材をいう。
- (2) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- (3) 林業事業者 造林、保育、伐採その他の森林における施業（第11条において「森林施業」という。）を行う者をいう。
- (4) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (5) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (6) 県産木材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産木材を使用すること（県産木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 県産木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 適正な生産流通過程を経た木材が安定的に供給されることにより、地域経済の活性化とともに、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。次条第2項及び第6条において同じ。）が図られること。
- (2) 木材は、森林の伐採、利用、植林及び育林の一連の過程を計画的に繰り返すことにより、再生産が可能な持続的資源となること。
- (3) 森林の有する多面的機能が効果的かつ持続的に発揮されることにより、生活の安定向上及び経済の健全な発展がもたらされること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、長期的展望に立ち、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策を策定するに当たっては、森林について経営管理が行われ、並びに林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者（以下これを「事業者」という。）の事業意欲が伸長されるよう努めるものとする。

3 県は、第1項の規定による施策を実施するに当たっては、森林所有者、事業者及び県民との協働に努めるとともに、国、市町村その他関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

（市町村への支援）

第5条 県は、市町村が県産木材の利用の促進に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、当該市町村に対し、情報の提供、助

言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、自らの所有する森林について経営管理を行うとともに、県又は市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策（次条及び第8条において「県又は市町村の施策」という。）に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動等に関し、県産木材が積極的かつ効率的に利用されるよう努めるとともに、県又は市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、県産木材その他の森林資源を積極的に利用するよう努めるとともに、県又は市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第9条 知事は、第4条第1項の規定により県産木材の利用の促進に関する施策を策定するときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県産木材の利用に関する主要な目標
 - (2) 県産木材の利用の促進を図るための施策に関する基本的事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関し必要な事項
- (合法県産木材の流通促進等)

第10条 県は、法令の規定に適合して伐採された県産木材の流通促進を図るため、伐採届出に関する事務を所管する市町村への指導及び助言、事業者等に対する周知徹底並びに県民への普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(安定的な原木供給体制の整備の促進)

第11条 県は、県産木材の原木を安定的に供給する体制の整備を促進するため、森林施業の集約化及び合理化並びに県産木材の原木の搬出及び輸送の効率化を図るための施策を講ずるよう努めるものとする。

(競争力のある木材産業の構築)

第12条 県は、品質及び性能の高い県産木材製品を安定的に供給するため、加工及び流通の体制の整備及び充実を図るための施策を講ずる

よう努めるものとする。

(県産木材の利用促進等)

第13条 県は、公用又は公共用に供する建築物、工作物、土木施設等の整備に当たっては、自ら率先して県産木材を利用して県産木材を利用するよう努めるものとする。

2 県は、住宅、事務所、商業施設等における県産木材の利用の促進を図るため、事業者における連携体制の構築その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、県産木材の県外出荷及び海外輸出の促進を図るため、市場の調査その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、県産木材の利用の促進を図るため、木材利用技術の向上に努めるものとする。

(森林整備の推進)

第14条 県は、森林資源の循環利用の実現に向けて、伐採跡地における再造林等の森林整備の推進に努めるものとする。

(普及啓発並びに人材の確保及び育成)

第15条 県は、県民に対し県産木材を利用する意義について普及啓発を図り、及び木育（原体験として木に関わることにより木に対する親しみ及び理解を深める教育活動をいう。）の推進に努めるものとする。

2 県は、県産木材の利用の促進等を担う人材の確保及び育成に必要な施策を講ずるものとする。

(水と緑の森林づくり条例との関係)

第16条 県は、この条例の規定により県産木材の利用の促進を図るに当たっては、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指した森林づくりを進めるため、必要に応じ、宮崎県水と緑の森林づくり条例（平成17年宮崎県条例第82号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、この条例に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

請 願 一 覽 表

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	—	—	—	
商 工 建 設	—	1	1	
環 境 農 林 水 産	1	—	1	
文 教 警 察 企 業	—	1	1	
計	2	2	4	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第7号	受理年月日	令和3年3月1日
請願の件名	<p>「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を国に提出することを求める請願書</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>2019年10月の消費税率10%への引き上げと複数税率の実施が日本・地域経済の悪化を招き、新型コロナウイルス感染症の広がり事態を更に深刻化させています。今年4～6月期のGDPはその過半を占める個人消費の下落など年率換算で28.1%減とリーマンショック直後を大きく上回る戦後最大の落ち込みを記録し、日本は内需・外需ともに総崩れの状況です。</p> <p>この間、政府及び河野県政は感染防止と経済活動の回復の「両立」を推進・強調してきましたが、国民そして県民が目当たりしているのは実にその真逆の実態と言わざるを得ません。</p> <p>とりわけ県内の小規模事業者（特に飲食・サービス業）は相次ぐ自粛・休業・時短営業の要請で売上高ゼロの月もあり、家賃や人件費等の固定費をはじめ、各種税・保険料の支払いに行き詰まっています。基礎体力・資本力のある企業は政府や自治体の支援事業の活用等で経営の立て直しが可能でも、そうではない小規模事業者は「自助」にも力尽き果てあたかも必要最低限の犠牲かのように地域から姿を消している現状です。</p> <p>アベノミクスを継承した菅首相は「コロナ対策と経済の再生に全力を」と述べつつ将来的な消費税増税についても言及していますが、いま緊急経済対策として成すべきことは「消費税率の引き下げ」であり、他の税・保険料の猶予・免除制度と併せて絶大な効果を発揮する支援策です。</p> <p>そもそも消費税は緊急事態下でも生活費に丸々課税され、低所得者ほど負担が重く、赤字でも身銭を切ってまで事業者に納税を迫る不公平な税制です。今こそ憲法に基づいた「生活費には課税しない」「能力に応じて負担する」という税制を確立させ、担税力に満ち溢れた大企業や資本家にこそ社会保障の安定財源を社会的役割として期待し依拠していくべきです。</p> <p>やがて新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社</p>		

会においても地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。

「税制で商売をつぶすな」の強い願いを込め、以下の事項を請願します。

【請願事項】

消費税率を直ちに5%に引き下げること

紹介議員

前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一

新規請願

			環境農林水産常任委員会
請願番号	請願第8号	受理年月日	令和3年3月1日
請願の件名	<p>我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願</p> <p>1 請願の趣旨</p> <p>令和3年1月22日、中国の全国人民代表大会で、領海警備に関する武器使用を拡大する法律である「海警法」が可決成立し、2月1日施行されました。これにより、中国が一方的に主張する「領海」からの退去勧告に従わない船に対して即時の武器使用が可能となり、日本漁船は、極めて危険な状態に晒されることとなりました。</p> <p>「海警法」施行後も連日のように中国公船は領海侵入を繰り返し、2月15日から16日にかけて、尖閣諸島の大正島沖の領海に中国海警局の公船4隻が相次いで侵入し、16日に侵入した1隻は「砲のようなもの」を搭載しており、日本漁船を追いかけるように領海侵入して約6時間にわたり居座り、15日に領海に入った公船は最長で23時間近く居続けました。</p> <p>中国海警局の公船は大型化しており、中国の挑発行為は益々過激になる恐れがあります。加えて、昨年、中国公船が沖縄県尖閣諸島周辺の領海内に侵入した時間は過去最長となりました。</p> <p>こうした我が国の漁業活動を脅かす事態は、尖閣諸島海域に限りません。日本海の排他的経済水域である大和堆でも昨年8月以降、中国漁船の違法操業が繰り返されています。水産庁が退去勧告を行っている件数は激増しており、日本の漁業船に対して入域しないように水産庁が要請するという異常な事態となっています。</p> <p>このままいけば、各地の水域で中国に限らず外国船の違法操業が広がり、多くの日本の漁業者が甚大な被害を受け、生活が出来なくなってしまいます。</p> <p>本県の漁業者も不安の声を上げており、漁業活動に大いに支障をきたしつつあり、我が国の安全な漁業活動を守ることが急務となっております。</p> <p>つきましては、貴議会が国に対し、次の点に関する意見書を提</p>		

出されるよう地方自治法第124条の規定により、請願致します。

2 請願項目

日本国政府は、中国政府に対し、中国公船の我が国領海内への侵入や中国漁船の違法操業が繰り返されないように強く働きかけるとともに、我が国の漁民が安全に操業できるよう、法整備・海上警備の一層の強化を行い、一刻も早く我が国の領海・排他的経済水域における漁業活動の安全が確保されるよう適切な措置を講じること

紹介議員

中野 一則 武田 浩一 有岡 浩一 関師 博規

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨) 青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由) 「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少くない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス</p>		

	<p>感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2> 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とするを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とする、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とするを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月18日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（外山 衛議員、岩切達哉議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第88号、報告第1号上程 知事提案理由説明
2月19日	金	休 会	（議案調査）
2月20日	土		（閉庁日）
2月21日	日		
2月22日	月		（議案調査）
2月23日	火		（閉庁日）天皇誕生日
2月24日	水		（議案調査）
2月25日	木	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・瀧砂 守議員、 宮崎県議会自由民主党・日高博之議員）
2月26日	金		代表質問（県民連合宮崎・田口雄二議員、 公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員）
2月27日	土	休 会	（閉庁日）
2月28日	日		
3月1日	月	本 会 議	一般質問（右松隆央議員、来住一人議員、佐藤雅洋議員、 日高利夫議員、岩切達哉議員）
3月2日	火		一般質問（窪菌辰也議員、坂本康郎議員、日高陽一議員、 太田清海議員）
3月3日	水		一般質問（中野一則議員、外山 衛議員、凶師博規議員、 蓬原正三議員） 議案第46号～第60号採決（同意） 議案・請願委員会付託
3月4日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月5日	金		
3月6日	土		
3月7日	日		
3月8日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告（補正） 採決（議案第61号～第88号、報告第1号）（可決または承認）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月8日	月	本 会 議	議案第89号、第90号追加上程 知事提案理由説明
3月9日	火	休 会	常任委員会（当初） （閉庁日） 特別委員会 （議事整理）
3月10日	水		
3月11日	木		
3月12日	金		
3月13日	土		
3月14日	日		
3月15日	月		
3月16日	火		
3月17日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告（当初） 討論（議案第1号、第4号、第40号、第41号、請願第3号、 第6号継続に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（議案第43号、第44号、第45号に反対、請願第8号に賛 成）（来住一人議員） 採決（議案第1号、第4号、第40号、第41号、第43号～第45 号）（可決） 採決（議案第2号、第3号、第5号～第39号、第42号）（可決） 採決（請願第7号）（不採択） 採決（請願第8号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 採決（議案第89号、第90号）（同意） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第6号追加上程 採決（議員発議案第1号～第5号）（可決） 議員発議案第6号提案理由説明 採決（議員発議案第6号）（可決） 副知事退任挨拶 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 副 議 長 徳 重 忠 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 議 員 岩 切 達 哉